

(印)

⑩ - 46

様式 12

令和 4 年 4 月 8 日

茨城県知事 大井川和彦 殿



主たる事務所の所在地

茨城県坂東市辺田 1430 番地 1

医療法人 ユウセイカイ

理事長 木根淵 光夫 (印) ✓

電話 0297(35)3131

決 算 届

令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

## [別 紙]

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年 12月 31日)

## 1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 楽生会

- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県坂東市辻田 1430番地1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成15年 2月 26日

(4) 設立登記年月日 平成15年 3月 13日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木根淵 光夫	木根淵外科胃腸科病院 管理者
常務理事	木根淵 直子	
理 事	木根淵 康平	
理 事	堀 美沙	介護老人保健施設 きねぶら 施設長
理 事	犬塚 恒士	
監 事	成澤 孝夫	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	木根淵外科胃腸科病院	茨城県坂東市辻田 1430番地1	一般病床 68床

## 〔別 紙〕

様式1

介護老人保健施設	介護老人保健施設 きねぶち	茨城県坂東市長谷989番地5	入所定員 100床 通所定員 40床
指定居宅介護支援事業所	介護老人保健施設 きねぶち 指定居宅介護支援事業所	茨城県坂東市長谷989番地5	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

## (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
無し		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。

## (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

## (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年 3月11日 決算報告の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

## (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

特に無し

## (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

特に無し

## (7) そ の 他

特に無し

## 様式2

法人名 医療法人 楽生会  
所在地 茨城県坂東市辺田1430番地1

※医療法人整理番号

### 財産目録 (令和3年12月31日現在)

1. 資産額	1,594,485 千円
2. 負債額	1,682,369 千円
3. 純資産額	△ 87,884 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	739,219
B 固定資産	855,266
C 資産合計	(A+B) 1,594,485
D 負債合計	1,682,369
E 純資産	(C-D) △ 87,884

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建物	( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人 楽生会

所在地 茨城県坂東市辺田1430番地1

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和3年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	739,219	I 流動負債	795,261
現金及び預金	402,423	支払手形	0
事業未収金	265,466	買掛金	101,228
有価証券	0	短期借入金	658,000
たな卸資産	11,130	未払金	28,517
前渡金	△ 17,427	未払費用	0
前払費用	5,903	未払法人税等	235
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	71,724	繰延税金負債	0
II 固定資産	855,266	前受金	425
1 有形固定資産	843,001	預り金	6,856
建物	612,690	前受収益	0
構築物	26,174	引当金	0
医療用器械備品	6,002	その他の流動負債	0
その他の器械備品	17,919	II 固定負債	887,108
車両及び船舶	6,195	医療機関債	0
土地	173,806	長期借入金	887,108
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	215	引当金	0
2 無形固定資産	7,715	その他の固定負債	
借地権	0	負債合計	1,682,369
ソフトウェア	6,508	純資産の部	
その他の無形固定資産	1,207	科 目	金 額
3 その他の資産	4,550	I 資本剰余金	97,667
有価証券	5	II 利益剰余金	△ 185,551
長期貸付金	1,712	1 当期末処分利益	△ 185,552
役職員等長期貸付金	0	2 その他利益剰余金	0
長期前払費用	0	積立金	0
繰延税金資産	2,410	繰越利益剰余金	0
その他の固定資産	423	III 評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		IV 基 金	0
資産合計	1,594,485	純資産合計	△ 87,884
		負債・純資産合計	1,594,485

## 様式4-1

法人名 医療法人 楽生会  
所在地 茨城県坂東市辺田1430番地1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和3年 1月 1日 至 令和3年 2月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	1,328,741
2 事業費用	
(1)事業費	1,377,927
(2)本部費	0
本来業務事業利益	△ 49,186
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	
収益業務事業利益	0
事業利益	△ 49,186
II 事業外収益	
受取利息	971
その他の事業外収益	71,474
III 事業外費用	
支払利息	18,142
その他の事業外費用	3,046
経常利益	2,071
IV 特別利益	
固定資産売却益	0
その他の特別利益	1,388
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
税引前当期純利益	1,491
法人税・住民税及び事業税	235
法人税等調整額	
当期純利益	1,733

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 様式 5

# 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 楽生会  
理事長 木根淵 光夫 殿

私は、医療法人楽生会の令和3年会計年度（令和3年1月1日から令3年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 3月31日

医療法人 楽生会

監事 成澤 孝夫 印